


日本平和学会

研究大会・研究集会記録

Peace Studies Association of Japan Annual Convention / Conference Report

第23巻 第3号

2019年4月1日

2018年度 秋季研究集会

<集会テーマ>

「『平和』の帝国主義」

日時：2018年10月27日・28日

会場：龍谷大学深草キャンパス

<目次>

部会報告	2
分科会報告	17

部会報告

部会 1：「戦争と平和の経済思想——戦間期と冷戦期の『国際協調』主義」（開催校企画・経済学史学会との共催）

報告：藤田菜々子（名古屋市立大学）

「ミュルダールにおける戦争と平和～スウェーデン中立・非同盟の国際主義」

報告：藪田有紀子（京都大学ほか）

「レナード・ウルフと帝国主義の平和」

討論：高英求（中部大学）

討論：尹春志（西南学院大学）

総括：小峯敦（龍谷大学）

司会：原田太津男（龍谷大学）

本部会は、「戦争と平和の経済思想」に関して、近年、積極的に論考を発表している経済学史学会のメンバーを招き交流を図りつつ、経済学と平和学の接点を設け、学会での議論を活性化させる狙いで設けられたものである。

第一報告者である日本のグンナー・ミュルダール研究の第一人者、藤田菜々子氏の第一報告によれば、経済学者ミュルダールは、生涯を通じて福祉国家推進論者でありながら一方でその対外的な「国民主義的限界」を指摘し、福祉国家を越えた「福祉世界」の構築を展望するようになっていく。彼の関心は、福祉世界の広がりとの関係で途上国の開発にも向けられてきたが、妻、アルバ・ミュルダールと共に、SIPRIの創設にも関与するなど、平和にも継続的な関心をもっていた。本報告では、スウェーデンや世界の政治経済動向と関連づけながら、ミュルダールの次のような思考発展の過程を追跡し、そこにかれ独自の国際主義的な平和思想が位置付けられた。つまり、ミュルダールは、第2次世界大戦下でのアメリカ主導の国際主義的な政治経済秩序構築にたいして期待したが、それが戦後まもなく裏切られるや、中立・非同盟という特殊な政策をとったことで東西両陣営を批判・仲介しうるような外交的立ち位置、自由貿易主義の伝統などを背景に、スウェーデンへの期待を高めたが、1990年代以降、冷戦が終焉し、スウェーデンの特殊な立ち位置は失われ、世界平和への独自の貢献は難しくなった。最後に藤田氏は、先進諸国と低開発諸国の格差、国民主義（ナショナリズム）復興がむしろ顕在化した現在、ミュルダールの国際主義的な平和論は改めて普遍的意義をもつ、と締めくくった。

近年積極的にレナード・ウルフ研究を世に問うてきた藪田有紀子氏の第二報告は、国際連盟に直結する平和構想に関する著作や、労働党の国際問題、帝国問題諮問委員会における政治活動等で有名な知識人ウルフを、「ブルームズベリー・グループの中心人物」といった幅広い活動範囲の中で大きく位置付けながら、1920年代に展開した帝国主義に関する言論を主たる題材とし、両大戦間期というイギリス帝国支配の過渡期においてウルフの帝国主義批判がどのように形成されていたのかを探るといふものだった。結論として、藪田氏は、両大戦間期の帝国主義批判を牽引し

たウルフの「反帝国主義」が、政策論としては西洋列強による国際秩序を前提としてしまっていること、また人種、民族の平等といった概念についても時代的な限界を指摘し、ウルフの帝国主義批判はその意味で中途半端であるとの批判を一定程度受容しながら、こうしたウルフの世界観が、なお、帝国主義や植民地統治の枠組みを超えて、当該時期のより大きな平和構想や外交政策論をどのように規定したのか、その意味を問うていく作業がひきつづき必要になる、という評価を下した。

第一報告に対する高氏のコメントは、藤田氏のミュルダール研究の包括性・先駆性を高く評価しながら、二つの疑問を呈するものだった。1) ミュルダールの思想学説はスウェーデンという国家の外交スタンスに合わせたものと解釈していいのだろうか。2) 自由貿易は有効だが政治的条件が伴うという藤田氏のミュルダール自由貿易論の評価とはちがって、ミュルダールは、外在的ではなく経済学に内在して自由貿易に批判的なスタンスを取ったのではないか、あるいは先進国中心の自由貿易システムへの批判的なスタンスを取り、明確な主流派経済学批判を行ったのではなかったか。

藪田氏がとりわけ『帝国主義と文明』に依拠して新展開を見せた第二報告を、尹氏は、通説的なウルフの帝国主義論批判を受容しつつ即断を避けるべきという、難しい立場をとるもの、とまずは見るところからスタートした。その上で、三点の批判的コメントを行った。1) 植民地貿易から得る経済的利益がイギリスにないから、ひどい搾取を伴う帝国主義政策は放棄すべきだというウルフの「経済的帝国主義」の欺瞞性は、他の実証研究からみても擁護できない、2) 委任統治を含む間接統治については、土地再分配政策を提唱しているようにも見えるので、そこまで革命的な意図がウルフにあったのかどうか確認したい、3) ウルフの『帝国主義と文明』は日露戦争の帝国主義戦争としての本質を軽視して「西欧文明に対する反逆」と位置付けるなどレトリック過剰であり、崩壊させられた文明が崩壊させた側に吸収されるとする文明史観は「植民地近代化論」と同じではないか。

これに対する藤田氏の回答は、1) ミュルダールは与党だったので、ある程度一致するのは当然とし、2) ミュルダールは自由よりは平等重視であるが、従属論に対しては批判している、いうものだった。

また、藪田氏は、ウルフは曖昧で論旨を追跡することにはやはり苦勞するとしながらも、2)はもとより、1) と 3) についても、この時期の他の帝国主義者たちの議論と並べてみれば、その帝国主義批判のスタンスが明らかであることを強調したのである。

最後に、経済学史学会・代表幹事である小峯敦氏が総括者として、「戦争と平和の経済思想」研究を経済学説史家が行う場合、構造の分析よりは、人と思想に着眼しがちであり、それがまた独自性と強みでもあることが、今回のセッションで改めて浮き彫りになった、としながら、ホッブス、ロックなどの近代思想と平和・戦争思想との関係を簡潔に整理した報告を行って、全体を締めくくった。

本セッションは、企画者にとっては「平和の経済学」をテーマにした二度目の部会企画である。平和は自由な経済活動の前提でありそれを要請するが、自由な経済活動は必ずしも平和をもたらすとは限らない。この非対称性について、より具体的でかつ包括的な考察が平和学会の中でもっ

と蓄積されていくことが必要であると痛感した。「戦争」が総力戦となり経済戦争を含むようになっておよそ100年が経過するが、経済的「平和」の考察はたいして進まないとするれば、それは学問的停滞を意味しないか。最後になったが、経済学史学会の会員の皆さんには、そうした野心を密かにもって企図された平和学会との共催企画に参加いただいたことに、心より感謝の意を表明したい。

(原田太津男)

部会 2: 「京都学派—帝国の知の実践」(開催校企画)

報告 1: 嘉戸一将 (龍谷大学)

「<絶対無>・象徴・決断主義」

報告 2: 川村覚文 (関東学院大学)

「個物の政治: 西田幾多郎の政治哲学とその問題」

討 論: 内藤酬 (河合塾)

司 会: 清水耕介 (龍谷大学)

本パネルは、現在さまざまな分野で再興が進みつつある京都学派について取り上げた。京都学派については、宗教学はもちろん政治学や国際関係論などでも、国内外において多くの研究が進んでいる。これまでの京都学派についての研究は主として、戦争協力についての擁護派としてのリベラル的京都学派像、糾弾派からのナショナリストとしての京都学派像が提示されてきた。しかしながら、こうした二項対立的図式は、逆に京都学派それ自身の研究及び政治的な参画をわかりにくくしてきた。そのため戦後においては京都学派について触れること自体タブーとなり、事実日本の戦後における京都学派についての言及は竹内好と廣松渉以外、最近までほとんどなされてこなかった。本パネルでは、こうした二項対立の図式をできるだけ避けながら、京都学派哲学が、戦前の政治体制とどう関係をもち、また戦後の戦争責任をどう果たし、そして京都学派にまつわる言説が戦後の平和運動とどう関わったかという観点から、その光と影を照射した。ディスカッションでは京都大学で行われた原爆開発研究なども射程に入れた、より広い視点から知と帝国主義との関係を批判的に再考した。

まず嘉戸一将龍谷大学准教授の発表であるが、これは「<絶対無>・象徴・決断主義」というタイトルで、主権論と京都学派の<絶対無>との関係を詳しく議論した。ここでは第二次大戦の元凶となった西洋的主権論に対して、西田幾多郎による<絶対無>の主権論が独自の展開をしたこと、そしてそこには主権論についての新たな可能性があることを指摘した。そこにあるのは、シュミットやボダンによって展開された法律から解放された主権者像に対して、主権についてのローマ法のもう一つの側面、すなわち法律に拘束される主権者という解釈をその理論的射程に入れたバランスのとれた主権像であると言える。ただし、戦後の田辺元による<絶対無>に基づく社会民主主義展開という展望は逆に天皇に決断を迫るという意味において、逆に決断主義的な性

格を持ったことも指摘された。

川村覚文関東学院大学講師は「個物の政治：西田幾多郎の政治哲学とその問題」と題して発表を行った。そこでは、西田幾多郎による哲学が、個物と個物との相互限定による世界像を前提にしていること、それが近年において盛んに議論されるようになった思弁的实在論と多くの共通点が見られることが指摘された。しかし思弁的实在論が「非一哲学」(non-philosophy)を目指すのに対して、西田哲学は逆に全てを哲学的な図式に収め入れようとする保守主義的な方向性を持った。そしてそこでの問題は、個物と個物が「行為的直感」によって限定されるということは明らかになったとしても、それがどのように限定し合うのか、という点が抜け落ちているところにある。このことが、西田幾多郎が国家主義の網に絡め取られた原因と考えられることを川村氏は指摘した。

二人の発表の後、フロアから様々な質問がなされたが、その中でも特に印象に残ったのは、なぜ西田哲学が戦争協力という結果になったと「解釈されているのか」という質問に対する嘉戸氏の答えであった。すなわち、誰も西田哲学それ自身を読んでもいないし、理解もしていない、というものであった。これについては討論者の内藤氏も同意し、活発な議論がなされた。西田哲学については様々な解釈があり、またその政治的な責任についても多くの議論がなされてきた。実際、今回のパネルにおいても嘉戸氏と川村氏との議論においては、西田幾多郎の政治哲学についてかなり異なった解釈がなされており、今後もこうした議論が続いていくと思われる。しかしながら、嘉戸氏の指摘した西田幾多郎・田辺元の主権論のようにまだまだ明らかにされていない、広く理解されていない側面が多くあることも事実である。同時に「行為的直感」のように道元の影響を受けていると思われる点、個物と個物との自己限定のように仏教の縁起思想をモデルとして考えられる点など、西田哲学の仏教との関連性も考えていく必要があるだろう。そして、仏教のいわゆる真俗二諦論による戦争協力など、具体的な仏教と政治との関わりも今後より深く研究していく必要があると思われる。

このように平和を考える上での「哲学と政治」、「真理と権力」、「抽象と具体」というような様々な問題点が見えてきたという意味において、本パネルは非常に有意義なものであったと結論づけることができるであろう。

(清水耕介)

部会 3: 「市民社会スペースの危機——新たなる不透明性を越えて」(企画委員会企画・市民スペース NGO アクションネットワークと共催)

報告 1: 杉浦功一 (和洋女子大学)

「民主化支援の今日的ディレンマ——国際社会から見た現状と課題」

報告 2: 重田康博 (宇都宮大学・国際協力 NGO センター)

「市民憲章の意義とその射程——市民社会スペースをめぐる国際動向」

報告 3: 加藤良太 (市民社会スペース NGO アクションネットワーク)

「狭隘化の実態と対抗アドボカシー——市民社会スペースをめぐる国内動向」

討 論：藤岡美恵子（法政大学）

討 論：佐伯奈津子（名古屋学院大学）

司 会：高橋良輔（青山学院大学）

本学会は、日本の国際協力 NGO の連合体組織である市民社会スペース NGO アクションネットワーク（NANCIIS）と企画委員会の共催により開催された。

今日、「平和的な集会、言論、結社の自由が法的にも実践的にも尊重される領域」としての〈市民社会スペース〉は、重大な危機に直面しているといわれている。市民活動と市民社会の強化のために結成されたグローバル連合体 CIVICUS（1993 年設立・本部ヨハネスブルグ）によると、世界 195 カ国で市民社会スペースが開放的な（open）国は 44 カ国に過ぎず、狭められている（narrowed）国が 42 カ国、妨害されている（obstructed）国が 53 カ国、抑圧されている（repressed）国が 33 カ国、そしてこの政治・社会空間が閉鎖されている（closed）国も 23 カ国にのぼる。それぞれ歴史的背景や政治制度、経済状況は異なるとはいえ、いまや先進国か途上国かを問わず、世界の多くの国々で市民社会スペースの狭隘化や抑圧が進行している（2018 年 5 月 5 日レポート）。

これを受けて本学会では、3名の報告者に発表を依頼した。まず、第一報告では杉浦功一会員がデモクラシーと民主化の現状を概観したうえで、その国際的要因を浮かび上がらせている。報告によれば、近年では複数の指標によってデモクラシーの後退や民主化の停滞が確認され、市民社会スペースが制約される傾向も指摘されてきた。その背景には、イラク戦争による民主化支援へのバックラッシュやグローバル化の負の影響、国際的なパワートランジション、そして中国やロシアのシャープパワーがあり、民主化支援はしばしば深刻な困難やディレンマに陥っている。

また第二報告では、重田康博会員が市民社会スペースの危機に世界の NGO や CSO がどのように取り組んでいるかを提示した。CSO の政策環境をめぐるっては、2008 年の「第 3 回援助効果に関するハイレベル・フォーラム」で認知され、2010 年には「CSO 開発効果に関する第 1 回オープンフォーラム」でも 8 つの原則が宣言されてきた。こうしたなか、ドイツの国際市民社会センター（ICSC、International Civil Society Centre）が作成した『市民憲章——市民参画のグローバルな枠組み（Civic Charter : Framework for People's Participation）』は、表現の自由、情報の自由、集会の自由、結社の自由、保護する責任、政策環境、公的な説明責任など 10 の権利を明らかにしており、市民社会のための国際的な連帯を促している。

そして第三報告では、市民社会スペース NGO アクションネットワーク（NANCIIS）のコーディネーターである加藤良太氏が、日本における市民社会スペース狭隘化をめぐる状況を生々しく明らかにした。狭隘化の具体的な形態としては、①弾圧、②政治的圧力、③公共空間からの排除、④萎縮・自粛・忖度などの形態を見出すことができる。そうしたなかで、2018 年に結成された NANCIIS は、①市民社会や法曹界とのネットワーク、②モニタリングや意見表明・政策提案、③啓発・学習・ケースワーク、③当事者を孤立させずにサポートするための救援活動を展開しようとしている。

これら三つの報告を受けて、2名の討論者からは、さいたま市議会による市民活動サポートセンターに関する条例案可決によって市民活動団体の活動が制限された事例や、むしろこれまでに NGO や CSO 自身が行政の委託や補助金を受け取ることである種の事業者となってしまった問題なども指摘された。また 40 名余りが参加したフロアからも、国内政府による人権侵害に対して、国連特別報告者の関与を通じた国際的圧力を活用した事例の紹介があった。

本部会での議論から明らかになったように、今日、市民社会スペースは深刻な危機に直面しているが、そこにはまた狭隘化に対抗する国際的／国内的運動も芽生えつつある。本部会ではそうした現在進行中の事態の一端が提示されたが、今後も市民社会スペースの動向については平和学の観点から注視していく必要がある。

(高橋良輔)

部会 4 : 「朝鮮半島平和体制に向けた動きと日朝関係—分断国家成立 70 周年、朝鮮戦争停戦 65 周年にあたって」(企画委員会企画)

報告 1 : 石坂浩一 (立教大学)

「朝鮮半島における平和体制構築と日朝関係の過去・現在・未来」

報告 2 : 山本かほり (愛知県立大学)

「朝鮮半島における平和体制構築と在日朝鮮人の権利問題」

報告 3 : 李柄輝 (朝鮮大学校)

「朝鮮民主主義人民共和国から見た国際関係と朝日関係」

討 論 : 李泳采 (恵泉女学園大学)

司 会 : 高林敏之 (早稲田大学)

南北分断国家の成立から 70 周年、朝鮮戦争の停戦協定締結から 65 周年にあたる 2018 年に、朝鮮半島は戦争前夜の如き緊張の局面から一転して平和体制の構築へと動き始めた。3 度の南北首脳会談と史上初めての米朝首脳会談が開催され、南北間の軍事境界線一帯を平和地帯化する動きも具体化している。本部会は、朝鮮半島平和体制の実現を見通した今後の日朝関係のあり方を、日本の朝鮮戦争や分断との歴史的関係、在日朝鮮人の人権問題、朝鮮民主主義人民共和国 (各報告では異なる略称が使用されたが、本稿では便宜的に DPRK に統一する) から見た国際関係を踏まえて検討することを目的とした。

石坂報告は、この間の朝鮮半島対話をめぐる日本のマスコミ・政治の論調・発想が韓国の反共政治勢力のそれに接近しているとの指摘から始め、DPRK を取り巻く国際的な対話の動きとその破綻の歴史を次のように概観した ; ①1990 年代以降に行われた様々な対話プロセスでは、日本で一般化した議論とは逆に、米国・韓国が過去の政権と DPRK との間で結ばれた約束を政権交代によって反故にしてきたのであり、それが DPRK の不信感と「核カード」活用に拍車をかけた ; ②日本は拉致問題を日朝国交正常化の前提条件にする強硬路線により、拉致問題でも地域の平和・

安全保障問題でも有効な対応をとれず、「北朝鮮崩壊」という侮蔑に基づく根拠なき楽観がそれまでの交渉を無に帰させる「落とし穴」となった。さらに「脅威」として「北朝鮮」を利用することにより、改憲・軍事化のみならず朝鮮民族への差別感情と反感を助長・拡散することになった。次に現在の対話の動きについて次のように展望した；①韓国の文在寅現政権は「朝鮮半島において二度と戦争を許さない」という断固たる姿勢のもとで対話政策を推進しており、DPRK 側の方針転換と相俟って朝鮮半島の平和定着の道りが可視化された。南北首脳はトランプ米大統領の任期中に相当の合意を達成し、文在寅大統領の任期中に南北関係を決定的に進展させることを目標としている；②トランプ米政権は国内批判を意識して「大胆なディール」を躊躇しているが、米朝の水面下の接触は続き、対話のモメンタムは維持されている。朝鮮中央通信の論評も意思表示が多様化してきている。「大胆なディール」はこれからではないか。最後に、日朝国交正常化を実現し植民地支配を清算することによってこそ、日本が北東アジアの平和に貢献する道が開けると提起した。

山本報告は朝鮮学校を取り巻く問題に焦点を当て、次のように問題提起した；①朝鮮高級学校の高校就学支援金支給（高校無償化）対象からの排除をめぐる訴訟における一連の地裁・高裁判決（大阪地裁判決を除く）は、本来国家の教育介入を禁止するための「不当な支配」論理を朝鮮総聯と朝鮮学校との関係に適用する国側の主張を全面的に認容した。「北朝鮮」を戦前天皇制と相似するものとイメージさせる言説が在日朝鮮人の権利を脅かす方向に働いている例である；②朝鮮学校を擁護し支援する側やマスメディアにより展開される論理がかえって朝鮮学校の権利問題を矮小化している。例えば「朝鮮学校生も同じ高校生」という論理は、朝鮮学校の教育が植民地支配の克服としての歴史的・民族的権利であることを後退させ、「韓国籍の生徒も多い」「韓国の市民社会による支援」という一面の事実を過度に強調することは、「祖国」DPRK との絆や DPRK が教育支援金によって朝鮮学校を支えてきた事実を透明化・不可視化する。そのような訴えを朝鮮学校・生徒側もせざるを得ないほど日本における「北朝鮮」の語られ方を内面化せざるを得ない強い社会的圧力が働いている；③朝鮮学校の問題は「民族的マイノリティとしての権利」と「民族自決権としての DPRK 公民の権利」という「二重の権利」の問題であって、これを「多文化共生」論の枠内のみで語ることは、民族的マイノリティが「集団」として団結しホスト社会に抵抗・異議申し立てをする根拠や権利の剥奪につながっている。報告は最後に朝鮮学校生による DPRK 修学旅行の写真や動画を一部紹介し、日本で生まれ育った在日朝鮮人の生徒たちが「祖国・朝鮮（DPRK）」で生き生きできる状況に鑑み、朝鮮学校はやはり「祖国」を含めて理解する必要があるとの指摘で締め括られた。

李柄輝報告は、韓国を朝鮮半島における唯一の合法政府とした 1948 年 12 月の国連総会決議を（1991 年に南北共に国連加盟を果たしたにもかかわらず）現在に至るまで踏襲する日本の DPRK 不承認政策が、朝日間の疎通を阻害し、日本社会において「北朝鮮崩壊論」と「北朝鮮脅威論」という、相反する認識のいびつな同居が可能となる土壌を育てているのではないかとこの指摘から始まった。続いて DPRK の内在論理を大意以下の通り紹介した；①分断および朝鮮戦争停戦体制が 65 年間も継続する中、朝米間の軍事力における非対称性が経済を後景に退かせ「冷戦を再び熱戦にしないための核武装」に至らしめた。その完成が朝鮮戦争終結に向けた米国との和解交渉を可

能とした；②2018年に入って、DPRKは北南協調外交により周辺諸国を動かし、経済発展に全力を集中できるよう、停戦体制解体と恒久平和体制の構築をめざしている。それを内在的に説明するのは金正恩委員長の「社会主義強国論」と、それに基づく経済重視路線である。2016年5月の朝鮮労働党第7回大会の決定において、目標と現実が乖離していた「社会主義完全勝利」路線を棚上げし「平均主義」をいったん後退させて経済技術・文化的力量を重視する路線に舵を切った。2018年4月の党中央委員会第7期3次全員会議の決定において国際社会との連携・対話の文言が明記されたのは前例がない；③朝鮮問題を「国際化」したいと考える韓国に対して、DPRKは朝鮮問題を「民族化」したいと考え、「平和」と「反米・反帝国主義」を表裏一体の課題と見なしてきた。それは1960年代以降の「第三世界」への接近につながり、1975年8月の非同盟運動加盟と同年の国連総会における「国連軍司令部」解体決議に帰結した。最近も非同盟外相会議や77カ国グループ閣僚会議において対DPRK制裁を批判する決議が採択されている。報告は最後に、現在の東アジアの脱冷戦に向けた動きに対する日本の意図的な逆行と見なされる動きを転換し一国平和主義の枠の中での護憲／改憲議論の殻を破るためには、朝鮮との疎通を通じて次のような歴史を認識しなければならないと指摘した；①現在も「国連軍後方司令部」を国内に置く日本は朝鮮停戦体制の一翼を担い、DPRKから見れば冷戦的な役割を担う敵国である；②1975年「国連軍司令部」解体決議以後、同司令部の作戦司令権が米韓連合軍司令部に委任されるのと同時に、日本における安保法制議論が本格化した；③日本における「北朝鮮崩壊論」「脅威論」の根底にあるDPRKを「孤立した他者」と捉える認識は、旧植民地諸国の存在を捨象した「国際社会」認識と一体であり、朝鮮半島問題を戦後世界の南北問題の中に位置づけて捉える視点が求められる。

3報告をうけて李泳采会員の討論は以下の点を提起した；①2000年の南北首脳会談は和解と信頼醸成を最優先し、2007年の首脳会談では政権交代しても平和体制を制度化できる枠組みをめざしたが保守政権への交代で白紙化した。文在寅政権は「朝鮮戦争の終戦がない限り首脳会談を繰り返しても無意味」と考え終戦の実現を重視するとともに、韓国経済活性化の突破口として南北関係改善を考えており、失敗すれば政権が崩壊しかねない切迫した状況にある；②非常に問題の多いトランプ米政権に依存することで本当に平和を守れるのか？韓国市民社会の力が今の大きな変化をもたらしたのであり、自らの意識改革なしには朝鮮戦争を乗り越えられないのではないか；③韓国内では「在日」に関する議論が乏しい。民族統一が実現する時、在日は祖国のあり方をどう見ていくことになるだろうか。

最後にフロアからの質問をうけて、3報告者から討論と質問への回答がなされた。DPRKや朝鮮半島情勢をめぐる日本の一般的な言説を穿つ多くの刺激的な問題提起がなされ、意義深いセッションになったと考える。

(高林敏之)

部会6：ワークショップ「トレーナーズトレーニング やり⇔とり力を育てる：高校の新設必修科目『公共』に向けて」（平和教育プロジェクト委員会企画）

ファシリテーター：暉峻僚三、奥本京子、ロニー・アレキサンダー

観察・評価：杉田明宏、鈴木晶、山根和代、高部優子

2022年より、高校の教育課程において、「現代社会」に代わって「公共」が必修科目として新設されることとなった。2018年度から小・中学校では週に1回の「道徳」が教科化され、「公共」においては、「現代社会」で扱っている“基本的人権の保障”や“平和主義”は削除され、高校での“道徳教育化”が懸念されている。

「公共」の授業で使うことができる教材は、現場の教員からのニーズも高いことから、授業でつかうことを想定した、平和な共生社会をつくってゆく国家に回収されない主体としての個を養うことに資する平和教育素材を目的とした。

今回の素材は、暉峻委員が考案し、メインファシリテーターを務めた。奥本委員、ロニー委員がサブファシリテーター、その他の委員は客観的なワークショップの評価をするため参加者となった。

今回のワークショップは、公を考えるために、参加者に年収が異なる架空のコミュニティの住民になってもらい、そのコミュニティで誰もが使えるもの（例えば病院、図書館、学校など）を決めるというワークショップである。

アイスブレイキングでは、「アリとキリギリス」のイソップ寓話を思い出してもらい、教室の端から端へ紐を張り、両端を①「キリギリスが冬を越せないのは自己責任だ」、②「飢え死にするとするのはひどすぎる、助けるべき」とし、自分の考えに近いポジションに立ってもらい、それぞれ意見を聞いていった。「アリとキリギリス」は直接的な公の話ではないが、セーフティーネットなど公の基本となるものに意識を向けるために行った。

次いで、6人以上でテーブルに座ってもらい、年収、百万円から5千万円まで6段階に分かれてもらい、自分たちの地域に住んでいる誰もが無料で利用できるものを、別紙のイラストから選んでもらう。合意できたものをリスト化し、コストを書き入れてもらった後、合計額を、どの収入の世帯が、いくらずつ負担するのが一番「正しい」かを決めてもらい、なぜ「正しい」のかを話し合ってもらった。

最後に、自分たちのプランに名前をつけてもらい、1. プラン名、2. 合計額、3. なぜその負担が正しいのか、4. リアルな現実とのギャップをグループごとに発表してもらった。

プラン名は「みんなが納得、持続可能な平等社会」「善意ある高額所得者が支えるホームレス0社会」「助け合い、プレッシャープラン」などが出たが、現実社会とのギャップをどう埋めていくのかという疑問も出された。

参加者は約20人で、高校生の参加が多かったのは、高校の授業で使うことができる教材を、と考案したワークショップなので、大変ありがたかった。

感想としては、あっという間に時間が過ぎた、時間、議題の複雑さの度合いなどがバランスが

とれていて、ゆっくり、じっくり話し合えたような印象があり、高校生の比率が半分ほどで、主役になれる条件があったように感じた、日本で「平和教育」というと「戦争と平和」について考えることをイメージする人が多いが、このワークショップは健全な社会をみんなで作っていくプロセスで、これも「平和教育」なのだということを実感した、などである。

高校生の感想は以下の通りである。

- ・実際の社会でいきなり平和につながることを考えるよりも、空想の街で考え、案を出していく方が創造しやすかったりアイデアが出たりしてつながりやすいなと感じました。

- ・少人数のグループワークは意見が出しやすく良かったです。また内容もフィクションからリアルにつなげていく形は様々な点に気づきやすかったです。

- ・グループで行ったことで、何を目標にこれを学んでいるのか、しっかり理解しながら学習することができました。

今回から、委員の中でファシリテーターと参加者に徹してワークショップを観察、分析するメンバーに分けた。後者の委員から、ゲーム感覚的に見えるのが若者に受け入れやすい、お金という身近なものを操作することのやりやすさなどにより、時間の経過が早く感じたとの感想があった。また全員が考えざるを得ないワークショップだったという点や、最後にプラン名をつけることにより、話し合いのまとめを言語化したことも高評価であった。ただ、ファシリテーターとしては難しかったとの感想もあり、企画の内容もさることながら、大きな枠組みとして委員会が何を目的としてワークショップを行っているのか言語化、体系化していく必要を感じた。

今回使用した素材は平和学会の平和教育プロジェクト委員会のページからダウンロード可能である。

(高部優子)

自由論題部会 1：『慰安婦』問題を歴史化する」(パッケージ企画 1)

報告 1：倉橋耕平 (立命館大学ほか非常勤講師)

「歴史修正主義をとりまくメディア体制：メディア文化研究からのアプローチ」

報告 2：木下直子 (日本学術振興会特別研究員)

「『慰安婦』問題解決運動をめぐる現状分析」

報告 3：土野瑞穂 (大妻女子大学ほか非常勤講師)

「『女性のためのアジア平和国民基金』をめぐる政策過程の一考察」

討 論：内海愛子 (大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター)

特別討論者：外村大 (東京大学)

司 会：内海愛子 (大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター)

本部会は、「慰安婦」問題をめぐる日本国内の困難な状況を前に、何を考えなければならないのか、逆に言えば、何が見落とされてきたのかという問いから構想・企画された。そこで「慰安婦」

問題が提起された当初から運動の第一線に関わってきた研究者・参加者に続く世代に位置づけられる者たちが、日本の現状を理解し課題を明らかにするために、各々の立場から「慰安婦」問題の歴史化を試みた。なお非会員であったため正式な討論者としてはお願いできなかったが、特別討論者として東京からわざわざお越しいただいた外村大氏（東京大学）にはこの場をお借りして深く御礼申し上げたい。

倉橋報告では、研究フィールドからは主張が否定されていても、歴史修正主義の主張が現在もなお政治と結びつき、止まないばかりか産経新聞社の「歴史戦」キャンペーンのように強化されている問題について、歴史修正主義が勢いづいた 1990 年代から現在のメディア文化に関する考察が論じられた。これまでの研究手法と異なる点として、歴史修正主義や「慰安婦」問題のなかであまり扱われてこなかったメディアの分析、とりわけインターネットの広告、マンガ、Web 記事などの情報流通状況の検証が行われた。その結果、「売れる／面白い」という観点から、右派・保守によってインターネット上で読者参加型による集合知が形成され、それが広告を通じて可視化・物量化されていくという、アカデミアの論理とは異なる次元の「ゲーム」のあり様が明らかにされた。

木下報告では、韓国の官民双方の動向とそれに連なる日本の運動に関するフェミニズムの視点からの内省的な現状分析がなされた。この数年、韓国内外で「慰安婦」少女像設置運動が拡大し、また「慰安婦」を題材とした劇映画などが立て続けに制作されているが、そこに見られる定型化された歴史像を不用意に打ち出し続けるような活動は、厳密な検証を欠いており、歴史修正主義者に足を掬われかねないとの指摘がなされた。また、ナショナリズムに訴え、憎悪を煽るような運動となってしまうのは、個々の被害者の痛みを飛び越え、その経験を民族の受難の物語として消費する行為にすらなりうるのではないかとの危惧から、「慰安婦」制度に関する歴史認識をめぐる建設的な議論を試みる努力と、記憶の時代を担っていくうえでの責任を持つ個人によって運動を継続していく必要性が提起された。

土野報告では、被害者不在の政策決定として批判されてきた「和解・癒し財団」の前例としての「女性のためのアジア平和国民基金」（略称アジア女性基金。以下同）に焦点を当て、なぜアジア女性基金発足の際も被害者の声は無視されたのか、また日本の中での基金をめぐる対立の源泉はどこにあるのかについての考察がなされた。アジア女性基金の発足過程は、国家補償を避けるために日本政府が立案・設立したという単線的なものではなかったこと、東京裁判から始まる戦後補償をめぐる既存の法政策のもたらす制約を克服しようとする一部の国家補償派の意図的な選択があったこと、そして被害者の声をいかにして政策決定者に届け、どのようなかたちにしていくかという日本の運動の政治的影響力が試された過程であったことが指摘された。

3 人の報告に対して、特別討論者の外村大氏からは、倉橋報告については、極端な右派の議論は無視できるものではないが、中間的認識の人に問題の本質を伝えていくことが必要なのではないかというコメントと、こうしたメディア状況に対してどのような対策が考えられるかという問いが提示された。木下報告については、わかりやすい被害ではないケースにも意味があることを伝える必要があるというコメントと、日本の運動体のスタンスは韓国の運動体と違う面もあるのではないかという問いが出された。土野報告については、故・大沼保昭氏がアジア女性基金に付与

した「NGOと国との新しい協力のかたち」という積極的な意味づけを今改めて再考する価値があるのではというコメントがあり、それについてどう考えるかという問いが向けられた。

報告者3名によるそれぞれの応答の後、司会の内海会員の指名より、当日部会にご参加下さっていた鈴木隆史氏に、現在進めているインドネシア・スラウェシでの元「慰安婦」女性たちに関する調査の報告と3報告へのコメントをお願いした。また古沢希代子氏からも、運動に長く従事してこられた立場からコメントを頂戴した。インドネシアと東ティモールをフィールドに「慰安婦」問題・戦後補償問題に取り組んでこられた両氏からは、被害当事者である元「慰安婦」女性たちの声に真摯に耳を傾けることの大切さ・重要性や、「慰安婦」問題が「日韓問題」として局地的に認識・対応される今日の問題点が指摘された。突然のコメントの依頼にもかかわらず、3名の報告における共通の課題として重要な指摘をして下さった鈴木氏・古沢氏に心より御礼申し上げます。

フロアーからも熱心に質問が寄せられ、活発な議論がなされた。学会初日の午前中に開催された部会にもかかわらず30名を超える多くの方々にご参加いただいた。当会の趣旨である、日本政府による「慰安婦」問題の幕引きに抗するための課題について参加者と議論・共有できたことに深く御礼申し上げたい。

(土野瑞穂)

自由論題部会2(単独報告)

報告1: 宮本佳和(神戸大学大学院国際文化学研究科)

「土地紛争における伝統的権威の役割: アフリカ南西部・ナミビアの牧畜社会を事例として」

討 論: 勝俣誠(明治学院大学)

報告2: 大野光明(滋賀県立大学)

「脱軍事化の実践と経験: 1970年代、沖縄へ渡ったアメリカ人反戦運動(パシフィック・カウンセリング・サービス)を事例に」

討 論: 阿部小涼(琉球大学)

司 会: 長谷部貴俊(日本国際ボランティアセンター)

宮本佳和会員の報告では、ナミビアの旧「ホームランド」の一つである「カオコランド」に暮らしてきた牧畜民ヒンバ及びヘレロの放牧地をめぐる争いに焦点をあて、高等裁判の判決と実際の追い出しの事例を検討することを通して、共有地への法的権限を与えられた伝統的権威がローカルな人々と近代法とを媒介する役割を担っていることをフィールドワークならびに一次資料から明らかにした。

まず、歴史的な背景を述べると、もともと放牧地をめぐる争いは干ばつがひどくならない限り発生しにくく、移動者が当該地域において放牧することも、ある程度までならば許容されていた。

こうした争いは南アによるアパルトヘイト政策によって土地が囲い込まれ、恒常的な水場となる井戸の掘削事業が本格化した頃から発生し始めていた。それでも 1990 年代半ばまでは調停において話し合いが重視されていたが、コミュニティー・ベースの自然資源管理の導入以降、争いは伝統的権威を介して高等裁判所へ持ち込まれることになった。2 つの裁判のケースより伝統的指導者の権限は追い出しをおこなう際に有利に働く場合もあるが、マイノリティの人権保護といった新たな概念によって当事者を擁護するような状況では、法的根拠の適用はされにくく権限が弱まる傾向になることもある複雑な状況が発生していることが報告された。

これを受けて勝俣誠会員は、マルクスがライン新聞に書いた「木材窃盗取締法にかんする討論」（映画「マルクス・エンゲルス」の冒頭にもその関連シーンが登場した）を引用し、農民たちが入会地と従来みなしてきた森林の所有者の訴えでそこにおいて枯れ枝を集める行為を近代法上の「窃盗」として取り締まる当局をマルクスは非難し、慣習に基づき枯れ枝を採取し続けてきた貧者の持つ生存権を擁護するアプローチを紹介し、さらにノーベル経済学賞受賞者のオストロムが（それまでの国家管理か、もしくは市場経済に任ずるかという二分法を超えるコモンズの運営の議論に挑戦する形で）コミュニティーの自主管理こそがコモンズの維持・管理の最も有効な方法であるとした理論を紹介し、政治経済学の視点から宮本会員の調査を深めた。

大野光明会員の報告では、まずベトナム反戦運動の特徴の 1 つとして、運動主体が一般市民や学生を越え徴兵された兵士たちや戦地から帰還した元兵士たちなど、米軍内部から広範な反対の声と抵抗が出現した点が述べられた。兵士や兵役対象者に対して、軍法の専門的知識にもとづく法律相談やカウンセリング活動、反戦運動の組織化などの支援活動が喫緊の課題となり、それに正面から取り組み組んだパシフィック・カウンセリング・サービス (Pacific Counseling Service、以下 PCS) の米国内、そして日本と沖縄を含むアジア各地での反戦運動を一次資料やインタビューから分析することで、太平洋を相互に横断する新左翼とサブカルチャーの動きを浮き彫りにした。さらに、PCS の反戦の取り組みを (1) レイズムとセクシズムを問題化する実践であり、戦争機械としての基地・軍隊を「解体」することを目指すものであったこと (2) 戦争と基地・軍隊の背景には米国の帝国主義があるという視座があったこと (3) 文化闘争としても展開されたことが提起された。

阿部小涼会員からは、PCS の方針と実践のギャップがあったのか？ 別な言葉にすると、アクティビストと当事者のギャップはどのようなものであったのか？ 特にジェンダーのアプローチはどの程度役割を持ったのか？ と問題提起があり、大野会員は PCS の女性活動家は中心になってコザに設置された Women's House を例に挙げ、家父長制や性暴力などをテーマとしたコンシャスネス・レイジズ・ミーティングが定期的に開かれていたものの GI よりも GI の家族、沖縄の人が来ていたこと、また沖縄の女性史からこれらの事例はまだ出てきていないことを述べた。阿部会員からは、PCS と沖縄に関しては断片的な記録しか残っておらず、「やらかしてくれて、去っていった人々」という認識も沖縄の中にはあるというコメントがあった。その意味で大野会員の研究報告は PCS に関して新たな視座を提供するものと言える。

(長谷部貴俊)

自由論題部会 3 : 「Re-examining the Refugee Protection and Repatriation: A Case Study of Rwandan Refugees」 (パッケージ企画 2)

報告 1 : 杉木明子 (慶応義塾大学) Akiko SUGIKI (Keio University)

“Repatriation as the Most Preferred Durable Solution for Refugees? - Its Impact on ‘Human Security’ and Durable Peace”

報告 2 : 米川正子 (立教大学) Masako YONEKAWA (Rikkyo University)

“Re-examining the Refugee Protection and Repatriation: A Case Study of Rwandan Refugees”

報告 3: Froduald NTEZILYMANA (Representative of Former Refugee Committee in Zambia)

“Failure of Forced Repatriation and Protection of Rwandan Refugees”

討 論 : 高橋宗留 (立教大学) Saul TAKAHASHI (Rikkyo University)

討 論 : 阿部浩己 (明治学院大学) Kohki ABE (Meiji Gakuin University)

司 会 : 堀江正伸 (武庫川女子大学) Masanobu HORIE (Mukogawa Women’s University)

Reports

This session was conducted in English and was organized in a quite unique way inviting a reporter in Zambia through internet connection. Even though the connection was disconnected several times during the session, both voice and visual image were sufficient enough to provide information to participants in Japan side.

First, Dr. Sugiki made a presentation entitled as “Repatriation as the Most Preferred Durable Solution for Refugees”. In the presentation, she reconfirmed that repatriation has been often preferred the most among three refugee solutions. However, there are many cases that repatriation does not bring the refugee cycle to an end. Moreover, such repatriation without voluntariness result in unsustainable reintegration of refugee returnees and even disturbed peace and stability in their countries of origin. Also, the presenter raised another issue in repatriation which is how to measure the success of repatriation. Then, Dr. Sugiki shared information she has collected from Rwandan refugees in Uganda and Malawi and explained there are problems related with political space for different views, fairness in administrative and justice system and land issues. She re-confirmed that repatriation with premature conditions does not result in positive effects on both returnees and the countries of origin.

Following Dr. Sugiki’s presentation, Ms Yonekawa gave a presentation whose title was “Re-examining the Refugee Protection and Repatriation”. She mainly focused on the consequences of voluntary repatriation facilitated by UNHCR for Rwandan refugees started in 1994. Despite UNHCR’s promotion of voluntary return, outflux of refugees was greater than influx as a right

to claim land and security were not guaranteed for returnees. As the result, the vast majority of Rwandan refugees have refused to return, and some of them continue to flee until now. However, Rwandan government continue to be aggressive in having the refugees to return so that they can effectively control them. Refugee communities are protesting the cession clause invoked by UNHCR with supports of local human rights organizations. She also added information that some Rwandan refugees disguise their nationalities as Congolese or Burundian, which also has other negative consequences such as psychological insecurity.

Finally, Mr. Ntezilyimana, who is a Rwandan refugee living in Zambia, explained about the background of that many Rwandan refugees have refused to return such as security issues due to internal political instability. The government is even threatening refugees in foreign countries such as Zambia and South Africa. He also explained that there has been no reconciliation between two groups, Tutsi and Hutu. Under this circumstance, refugees who have returned to Rwanda in UNHCR's repatriation program in 2005 later returned to Zambia because their safety was not guaranteed or even violated. Despite this insecure situation, UNHCR is still trying to promote repatriation as the ultimate solution and invoked the cession clause in 2013 which forced many refugees to be stateless.

Comments

Mr. Saul Takahashi : While voluntary repatriation has become the 'preferred' solution for refugee crises by UNHCR, host governments, and other important actors. However, there has been far too little attention to how international human rights standards should be used to judge and, in general, to how the rights of refugees should be protected. Far too much emphasis is placed on the voluntary element, what is more crucial is that the conditions in their home country have improved to the extent that other actors can legitimately put forward repatriation as a viable option.

Dr. Abe : Dr. Abe added information on transition of preferred refugee solution which started from resettlement and then to voluntary return started gradually emphasized in 1980's and 1990 was called the decade of voluntary return with the romantic image of "home". Also he commented on difference in decision making process between when refugee decide to flee with subjective fear and when refugee return with objective motivation. Dr. Abe analyzed that decision-making process especially for repatriation is affected by donors' preference and emphasized the importance of voluntariness and safety assurance of the countries of origin.

(堀江正伸, Masanobu Horie)

分科会報告

合同開催 「平和学の方法と実践」分科会、「憲法と平和」分科会、「植民地主義と平和」分科会、「軍縮・安全保障」分科会

テーマ：「日本平和学会が果たすべき役割を考える」

- (1) 日本における平和研究のいま—書評『平和をめぐる 14 の論点』（法律文化社、2018 年）
- (2) 日本平和学会の現状と課題—歴代会長との意見交換

本分科会は、「平和学の方法と実践」、「憲法と平和」、「植民地主義と平和」、「軍縮・安全保障」の合同で開催した。テーマは「日本平和学会が果たすべき役割を考える」である。本合同分科会は、二部構成で行われた。

まず、日本平和学会編『平和をめぐる 14 の論点—平和研究が問い続けること』（法律文化社、2018 年）の書評を通して、「日本における平和研究のいま」を考えた。4 人の評者は、同書の重要性を認めつつも、日本の平和研究がさらに発展するために批判的なコメントを行った。最初に、上野友也会員は、難民・移民、地球環境、自然災害、テロリズムといったテーマが扱われていないことなどを指摘するとともに、平和の概念・理念・方法に関する断続的な問い直しが必要であると述べた。二人目の藤岡美恵子会員は、「明治 150 年」という言説に潜む暴力性と、アイヌや琉球の人たちの遺骨返還をめぐる問題に触れながら、日本における平和研究の課題として、学知の植民地主義という問題に取り組んでいかなければならないと指摘した。つぎに、三人目の佐渡紀子会員は、これまでに日本平和学会が刊行した『講座・平和学』と『グローバル時代の平和学』の背景・内容・意義をそれぞれ振り返った。そのうえで、『平和をめぐる 14 の論点』は、国際社会やそれが直面する問題について、俯瞰することの大切さを再認識させてくれると指摘した。しかし他方で、国際社会というあまりにも大きなテーマゆえに、学部生たちは自分たちには何ができるのかと悩む結果、無力感に陥る可能性があり、それにどう対処していくのかを考えなければならないとの問題提起を行った。最後のロニー アレキサンダー会員は、平和研究に求められていることとして、人間と人間の間を批判的にみることはもちろんのこと、人間以外の視点から人間を批判的に考えなければならないという、きわめて重要な指摘を行った。

つぎに、「日本平和学会の現状と課題」を考えるために、歴代会長との意見交換を行った。登壇者は、元会長の阿部浩己会員、石田淳会員、内海愛子会員、君島東彦会員と、現会長の黒田俊郎会員の 5 人である。たとえば、阿部会員は、自然科学分野の会員や国際法を専攻する会員などが少なくなっていることから、平和学会における会員の多様性をどう維持していくのか、加えて、日本平和学会が韓国や中国といった隣国とどのように交流していくのかなどの問題を提起した。また、君島会員は、平和研究と憲法の平和主義との関係を考えていくことの重要性を述べるとともに、政府・政策と平和運動をどう結びつけていくのかという視点をもつことの重要性も指摘した。

今回の合同分科会には約 40 名の会員が出席した。また、フロアーからもいくつかの質問がなさ

れたことから、このテーマに関心を抱いている会員が少なからずいるといえる。今後は、分科会「平和学の方法と実践」を中心に、「日本における平和研究のいま」と「日本平和学会の現状と課題」をさらに深く考えるために、いくつかの企画が立ち上がることを期待してやまない。本合同分科会のテーマである「日本平和学会が果たすべき役割を考える」こと、それは平和研究を学ぶ学徒にとって、学術的にも社会的にも強く求められているのである。

(佐藤史郎)

合同開催 「琉球・沖縄・島嶼国および地域の平和」分科会、「発展と平和」分科会

テーマ：「沖縄県離島における基地問題」

報告 1：進尚子（東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻博士課程）

「沖縄と自衛隊 —離島地域の『基地問題』—

討論兼司会：松島泰勝（龍谷大学）

報告 2：岡本晃明（京都新聞論説委員）

「細菌部隊 731 部隊と原爆開発に関わった京都大学の資料公開の現状と検証責任」

討 論：原田太津男（龍谷大学）

進氏は、与那国島における自衛隊基地建設問題を巡る島内社会の変容と、その意味について検討した。尖閣諸島領有問題に直面する宮古・八重山諸島において、自衛隊の新規配備が着々と進み、地域住民の受け入れ賛否は地域を二分する事態になっている。自衛隊が「日本の軍隊」であるがゆえに、米軍基地とは対照的に基地が与える影響や背景が見落とされてきた社会的な状況に問題意識を持って進氏は、本研究を進めて行った。進氏は、沖縄の離島地域で進む自衛隊配備も、米軍基地の沖縄への押し付け問題と同様に、沖縄と日本本土との構造的差別がもたらす格差によって生まれたものであり、もうひとつの「基地問題」と捉えている。八重山諸島のなかでもすでに自衛隊の駐屯が始まった与那国島を事例として取り上げ、目配りの利いたフィールドワークに基づいた地域社会の分断、対立、変容を明らかにした。

1. 沖縄における自衛隊—イメージの変遷
2. 与那国島の自衛隊誘致—その始まり
3. 2 回目の自衛隊配備要請
4. 自衛隊がもたらしたもの

自衛隊駐屯が始まり、人口も歳入も増えた与那国町は、「地域振興」に成功したように見えるが、自衛隊基地問題は地域を分断する強い禍根を残すこととなった。その状況は住民投票から三年以上を経た現在でも改善されておらず、昨夏に行われた町長選、今夏に行われた町議選でも対立が続いている。与那国町の選挙はいずれも非常に高い投票率であること、さらに自衛隊配備問題が

争点となった選挙はいずれも僅差の結果が出ていることを踏まえると、有権者の半数近い人が「少数派」となって意見を取り上げられないことが対立を深める要因になっている。つまり、民主主義の原則が多数決に成り下がり、多数派が少数派の権利や自由の擁護を放棄している状況といえる。国策を巡って地域が分断、多くの少数派の声が届かないという米軍基地問題と同じ構造が国境の島でも展開されている。

広大な地域に広がる沖縄の島々によって、日本は広大な排他的経済水域を保持することができている。自衛隊配備により結果的に国土防衛の先兵となったにも関わらず、その事実を目をむけず、「地域振興」と捉える危うさについて、享受するメリットと中長期的な影響も踏まえながら、もうひとつの基地問題として考察していく必要があるだろう。

旧満州の関東軍 731 部隊はペスト菌など細菌戦研究で知られるが、京都帝国大医学部が部隊長をはじめ多くの人材を供給した。また京都帝大理学部は海軍の委嘱により、原爆開発「F 研究」を進めていた。京都帝大の軍事研究に関する資料は敗戦時に多くが廃棄され、731 部隊関連資料について京都大学は戦後 70 年以上経過した今も検証をしたことがない。眠っていた京都帝国大の軍事研究関連資料の掘り起こし取材をする過程で突き当たった壁、公開と調査を阻む現代的な課題を報告する。

1. 「帝国の骨」—京都に存在したはずの資料
2. 核兵器と倫理—核兵器の使用は倫理的に許されるのか
3. 軍事研究と開示

プロセスに倫理的／人道的に問題があっても科学技術は無色透明で役に立つ、と考える人が少なからずいることは、デュアル・ユース（軍用と民生用のどちらでも使える技術）という言葉を使う人たちの存在で分かる。戦時下の京都帝大の医学者／科学者たちにも、時代の多数者の側の要請と、研究目的という「大義」はあったのだろう。だが得られた知識を現地の人に返さず、奪われる側の痛みにまひすれば、どうなるだろう。学知が本質的にそもそも「帝国主義」を抱えており、領土を拡張しようとしてきた。731 部隊では京大出身の医師たちが細菌戦の実験や多数の人体解剖を行い、資料を日本に持ち帰ったが、その「成果」は軍事機密の闇と関係者の沈黙に閉ざされたままである。戦時の大学の軍事研究と秘密／公開、廃棄をいま見つめ直すことは、大学と防衛研究費の問題を考える上でも重要である。

(松島泰勝)

「平和と芸術」分科会

テーマ：「多元的世界を音でつなぐ —カラダとココロの表現アートワークショップ—」

報告・ファシリテーター：狩谷美穂（MUSIC POWER for ALL 代表）

討 論：佐藤壮広（立教大学）

司 会：湯浅正恵（広島市立大学）

表現アートセラピーは、音楽、声、アート、ムーブメントなどのアート表現を複合的に用い、心と体に接近する全人的な療法プロセスである。心理学者カール・ロジャースの提唱した対象者中心主義とその娘ナタリー・ロジャースの表現アートセラピーの技法を用いて、参加者が自由にアート表現を行う中で自ら気づき、新しい学びを得ることを目的としている。本ワークショップでは、表現アートセラピーについての歴史、理論的背景はワークショップ後のスライドで紹介することとし、まずは表現アートセラピーのエッセンスを体験し、その可能性を議論することとした。参加者は体験型ワークを通して「平和」「共生」「コンフリクト」という3つの概念からなるテーマについて深く思考し表現し、表現された芸術媒体を通して更にテーマを集中的に考察した。

ワークショップはまず緊張をほぐすための簡単なストレッチから始まった。そこでは、初対面の他者ともオープンで偏見のないコミュニケーションを促進する幾つかの仕掛けを準備した。まず他の参加者とアイコンタクトをとる、指で挨拶する、足先で挨拶するなど非日常的な相互作用から、年齢、外見、上下関係に捕らわれない関係へと参加者を導いた。また「おどおどした人」「怒っている人」「忙しい人」「幸せな人」になり歩くムーブメント活動では、自らとは異なる人格を身体に落とし込む、自分の枠を超える体験をしていただいた。さらに参加者はペアとなり、背中合わせで声の振動を感じ合い、他者の響き、他者の体温、心拍を感じとることで、初対面の相手への親近感を醸成した。そして最後に絵を描くウォーミングアップとして、利き手ではない手で描くことで「上手に描こうとしない」練習をし、音に絵で自由に反応する活動では、即興的に思いつくまま表現することを練習した。

これら全てのウォーミングアップが終わると、「平和」「共生」「コンフリクト」をテーマに各自が自由に絵を描く時間を設けた。まずはテーマに沿った絵を描くことで自分の中の漠然としたイメージを可視化する。そしてその後、より客観的に理解するためにペアになり感想を共有した。感想を分かち合う時間にも、どちらかが一方的に話すことのないよう配慮し時間配分を決めた。また他者の作品について「評価しない・分析しない」という規則を徹底し、製作者の思いが最も重要であることを強調した。分かち合いの時間に話が途切れ、二人の間に沈黙が続くことも一つの体験として大切に扱った。

ワークショップの最後では各自が書いた絵を一箇所に集め、参加者全員の絵から湧き出るイメージを音にして奏でた。絵を囲むように参加者全員で円になり、目を閉じて楽器を即興的に演奏することでテーマをより鮮烈な表現へとつなげていった。即興演奏では「平和」「共生」「コンフリクト」の順番で音にし、演奏後は個人のここまでのワークショップの体験を全員で分かち合った。最後の感想では「言葉ではない方法で考える貴重な体験だった」「こんな色と形になると思ってもいなかった」「苦手な活動だと思っていたが気持ちよく体験することができた」などの感想が述べられた。

音楽、視覚芸術、動きなどの連動した芸術表現を通して参加者は自らの防衛を解き、深いレベルでの学びと気づき、そして繋がりを体験することができたと思われる。「平和」「共生」「コンフリクト」の3つの概念は、学会員である参加者全員がこれまでも深く思考し、学会活動を通して

議論し続けてきたテーマである。しかしながら表現アートで目の前に並べられた絵や、共に奏でた音は、これまでは思いもよらない新たな要素を含み、そうした考えを生み出す自分自身への多くの気づきをもたらした。また、この短時間において、他の参加者への不思議な親近感とつながりの喜びに満たされ、ワークショップを終えた後に自然と笑みがこぼれたのは不思議な「平和」の経験だった。

芸術は非言語的なコミュニケーションのツールとして活用できることから、言語が伝わらない場合の異文化交流に音楽、視覚芸術などが役立つことを、体験的に学ぶことができた。さらに言語が伝わると想定される場においても、その言語を発する自らの状況、感情、感覚を相対化し、客観化し、そうした気づきをもたらす他者とのオープンで親密な信頼あるコミュニケーションを可能にする環境を、芸術が構築することも確認できた。

(狩谷美穂・湯浅正恵)

「公共性と平和」分科会

テーマ：「暴力に対する平和の拠り所とは何か？～国際公共政策から考える～」

報告 1：金碩淵（国民大学校）

『『平和に反する罪』と東京裁判の遺産：レーリング判事の意見書と回顧』

報告 2：織田雄太郎（関西学院大学大学院）

『国連平和維持活動による武力紛争下における文民の保護の実効性と問題点』

討論 1：中川洋一（大谷大学講師）

討論 2：宮脇昇（立命館大学）

司 会：玉井良尚（京都府立大学講師、京都学園大学講師）

「公共性と平和」分科会は、「暴力に対する平和の拠り所とは何か？～国際公共政策から考える～」をテーマとして、金碩淵氏（国民大学校）ならびに織田雄太郎会員（関西学院大学大学院）の2名が報告を行った。

金氏は、『『平和に反する罪』と東京裁判の遺産：レーリング判事の意見書と回顧』と題した報告を行った。本報告は、レーリング判事の意見書と回顧録を再検証し、東京裁判の意義と今後の国際平和の構築および維持のための歴史的遺産となる可能性について探るものであった。金氏は、まず、東京裁判への見解には「勝者の裁き」や「アジア軽視」といった強い異論が存在し、その異論の補強としてパール判事やレーリング判事の個別意見書が用いられてきたと指摘する。しかし、この内レーリング判事を東京裁判自体の反対者とみなすことは彼の真意を正確に反映していないという。パール判事は、近代の法原則を厳格に捉え、事後法たる「平和に対する罪」によって遡及効的に戦犯を訴追することに反対した。だがそれによって彼は、「法の支配なき国際社会」を認めた上で、武力による既存秩序の変化という極めて現実主義的な国際政治の動きを容認することとなった。彼の意見はもっぱら訴因の法理的側面を問題視し、被告らの刑事責任を免除しただけ

で、「日本無罪論」を進めたわけではないという留保的意見もあるが、裁判後の言動に鑑みるに、彼が日本のアジア解放スローガンに同調していたと解釈しても無理がないと思われる。これに対してレーリング判事も「平和に対する罪」の根拠とされたパリ不戦条約を認めなかったものの、既存の国際法による訴追が可能という考えから、日本の「侵略戦争」と戦争責任者の刑事責任訴追の必要性を認めていた。それゆえに彼は、東京裁判自体を完全に否定しているわけではない。金氏は、この彼の立場は既に国際法研究者らによって指摘されているにもかかわらず、裁判の否定論者側に無視されていると指摘する。さらに、裁判以後の著述、同僚学者や知人による伝聞を見ても、彼の見解に根本的な変動はなかったという。金氏によれば、二人の個別意見書からは事後法たる「平和に対する罪」による訴追の評価があらわれているが、そこには平和復元のために国際司法はどうあるべきか、そしてどう発展すべきかの問いかけが隠されているという。最後に、報告において金氏は、東京裁判の意義とは、戦犯裁判の完成に向けて国際社会がどのような努力をすべきかに注意を喚起する作業と理想に歩調を合わせない国際社会の奮発の呼びかけであると結論付けた。

この金氏の報告に対して討論者の中川洋一会員（大谷大学講師）からは、東京裁判の反対者としてのレーリング判事という通説に対して、史料を丁寧に読み解き、レーリング判事独自の法解釈や平和復元に対する認識の整理を評価しつつ、レーリングとパール両判事だけでなくベルナル判事など他の少数意見の検討や、東京裁判の負の遺産に関する問題、そして東京裁判におけるレーリング判事の実際的な役割と限界等に関する質問とコメントが出された。またフロアからも、レーリング判事自身の自衛戦争観についての質問がなされるなど、活発な議論が展開された。

次に織田会員からは、「国連平和維持活動による武力紛争下における文民の保護の実効性と問題点」と題した報告がなされた。本報告では、国連平和維持活動（以下、PKO）の概要とこれまでの歴史展開を整理した上で、文民保護マンデートが付与されるようになった PKO の現状を分析し、国連 PKO による文民保護の実効性と妥当性について考察がなされた。1948年の「国連休戦監視機構」から始まる国連 PKO は、PKO 三原則（同意原則・中立原則・自衛原則）の下、国連による平和実行のための重要な手段として実施されてきた。そして時代とともに、PKO には、停戦監視・治安回復だけでなく武装解除・選挙監視といった新たな任務が付与されていった。文民保護マンデートも、冷戦後の紛争形態の変化—非国家武装アクターの登場による紛争の多様化と複雑化—による文民被害の増加という課題に対応するために付与された。1999年に PKO シェラレオネ・ミッションで初めて文民保護がマンデート化され、これが付与されたミッションは、それ以降に PKO が展開した 21 ミッションの内 16 ミッションを数えるまでになった。

しかし織田会員によれば、この文民保護マンデートの増加が、今日、PKO の理論と実践の乖離を拡大していると指摘する。PKO には何よりもまずマンデートの完遂能力が必要であるが、実際には、不十分な装備や権限のまま PKO 部隊が派遣され、それによって PKO での犠牲者数は増加傾向にある。また PKO 要員についても、国連加盟各国から派遣されているがゆえに、紛争地での当事者意識の欠如が指摘されている。このように PKO には、武力紛争に、または文民保護に対応する能力への疑問が湧いている。しかし、文民保護主体が消えた破綻国家が往々にして現れる今日では、誰かが文民保護を実行しなければならず、そして最後には、誰が実行するのかという問題

が浮上する。それゆえに、本報告において織田会員は、PKOには文民保護を担わざるをえない最後の主体としての認識と、現状の課題を越えていく覚悟をもつ必要があると結論付けた。

この織田会員の報告に対して、討論者である宮脇昇会員（立命館大学）からは、報告における文民保護マンデートの課題の分析整理について評価しつつ、異なる PKO マンデートとの比較に基づいた文民保護の特殊性への視角、紛争凍結化の問題、そして文民保護マンデート普及後の PKO 要員内の軍民比率の変化に関する質問とコメントが出された。またフロアからは、文民保護マンデート以外の要因による問題の可能性、そして PKO 非活動地域での文民被害との比較に基づく実効性の検討について活発な議論が展開された。

2 つの報告ともに本分科会参加者間で活発な議論が交わされた。今回の本分科会での議論が、参加者全員に「和平の構築と拠り所」に関する新たな示唆の提供に成功したのであれば幸いである。

(玉井良尚)

「アジアと平和」分科会

テーマ：「アジアの『平和』—その歴史と現在—」

報告 1：鈴木隆史（桃山学院大学）

「占領と性奴隷制—日本軍占領下インドネシア南スラウェシ州における少女たちの動員と奴隷化」

報告 2：日下部尚徳（東京外国語大学）

「バングラデシュ政治史におけるロヒンギャ難民問題」

討論：内海愛子（大阪経済法科大学）、堀場明子（笹川平和財団）

司会：日下部尚徳（東京外国語大学講師）

鈴木会員は、3年半に渡って日本軍占領下におかれたインドネシア（当時はオランダ領東インド）南スラウェシ州における少女たちの動員と奴隷化の知られざる実態を、聞き取り調査をもとに描き出した。日本軍にとってスラウェシ島南部は、太平洋方面からの連合軍の攻撃を迎え撃つ防衛線であるとともに戦争遂行に必要な綿布生産の拠点という位置づけであった。中でも、軍事施設建設のための労働力として動員され、軍兵士のために性奴隷化された少女たちは肉体的にも精神的にも深い傷を負った。彼女たちの中には戦争が終わり家に戻ると家族や親族から拒否され、結婚もせず人生を送ることになった人もいれば、結婚後も夫にも子どもにも事実を隠し続けた人もいる。トラウマに苦しみ続けた人たちもいる。日本軍による3年半の占領は多くの女性の人生を狂わせ、彼女たちは70年以上もトラウマに苦しんできた。こうした被害者たちの証言を日本側の資料でいかに裏付けていくのが重要であり、今後の研究の課題でもあり、同時に、何度も被害者を訪ね、話を聞くことというのが、徐々に彼女たちの過去のトラウマからの解放に役立つ可能性についても指摘を受けた。実際、家族や周囲の人々との関係も改善しているケースも見られ

る。また、こういった精緻な聞き取り調査に基づく研究成果を現代社会にどのように伝えるべきなのか、討論がおこなわれた。

日下部会員はロヒンギャ難民問題を事例に、援助に国内政治が与える影響を考察すると同時に、現地調査から明らかになった現状のロヒンギャ難民支援が抱える課題について論じた。ロヒンギャの武装勢力である ARSA は 2017 年 8 月 25 日、ミャンマー警察・軍関連施設を襲撃した。これに対してミャンマー国軍は、ロヒンギャのいくつかの村々で掃討作戦を実施した。国境なき医師団の調査によるとこの作戦で 1 か月の間に 6700 人のロヒンギャが殺害された。その中には、女性や子どもも含まれており、ARSA の攻撃に対する報復的意図があつとも否定できない。また、多数のレイプ被害が報告されており、これらが組織的な指示体系のもとでおきたものなのか、現在調査が進められている。

掃討作戦はミャンマー国軍が主体になって実施されたが、警察や国境警備隊、一般の村人も部分的に関わつたとされる。ロヒンギャの村々を訪れ ARSA の搜索という名目で、拷問、処刑、レイプなどが公然と行なわれたとして、国連や国際 NGO は批判を強めている。キャンプを 11 月に訪問したバットン国連事務総長特別代表は、ミャンマー国軍兵士による女性に対する集団レイプなど「人道に対する罪」にあたる残虐行為が組織的に行われたとして、ミャンマー政府を非難した。

この作戦の中で、軍はロヒンギャの村々に火をつけ ARSA のメンバーが隠れる場所を徐々になくしていく作戦にでたことから、ロヒンギャの人びとはバングラデシュの側に追い立てられることとなった。川を渡って逃げる人びとを岸から銃で狙い撃ちしたり、戻ってこれないように地雷を敷設したりするなど、一連の行為は「テロ掃討作戦」の範疇を大きく逸脱していた。ロヒンギャ難民問題発生当初、バングラデシュ政府の対応は極めて消極的であったが、国内政治情勢の変化から一転して積極的な支援の姿勢を見せるに至った。バングラデシュ政府が支援を最低限にとどめた期間に失われたロヒンギャの人びとの命は少なくない。NGO や国連機関が難民発生当初から活動できていれば、多くの人命を救うことができたことは想像に難くない。しかしながら、NGO であっても国連機関であっても、現地政府の許可なしに人道支援活動を実施することはできず、人道主義がローカル・ポリティクスを越えるだけの普遍性を備えていないのが現実だ。国境を越えた難民問題に、各国の政治事情を乗り越えてどのようにアプローチすべきなのか、分科会において議論がおこなわれた。

(日下部尚徳)

「環境・平和」分科会

報告：東原正明（福岡大学）

「隣国の原子力政策に脱原発国家オーストリアはどう向き合うか～現代ヨーロッパにおける『境界』の意味を問う」

討論：安部竜一郎（東京大学非常勤講師）

司会：蓮井誠一郎（茨城大学）

3・11 後、日本国内の原発とその安全性が広く社会の注目を集め、さらにドイツの脱原発政策が日本のめざすべきひとつの手本として取り上げられた。そして近隣の韓国、中国の原発の安全性や事故への懸念、原発輸出先のベトナムやイギリスなどでの事業の成り行きなど、関心の広がりは近年も続いている。他方で、欧州では原発依存度も高く、推進派の意見が根強いフランスなどについては日本国内で多数の言及はあったが、オーストリアについて触れられた議論は国内ではあまりない。その点で、本報告は貴重な議論を提供するものであった。同時に本報告は、近年重視されている「境界研究（ボーダー・スタディーズ）」としても重要なものとして位置づけることができる。以下、分科会での報告とやりとりについて報告する。

オーストリアで原発が放棄されるきっかけは 70 年代末の反原発運動の高揚に始まる。その特徴は、日本とは異なり、保守的な層による地域的な運動であったということである。環境主義を通じた運動は、左翼の学生の一部も巻き込んで国民的に広がった。その運動による反原発法制度化の成功に加え、決定的となったのがチェルノブイリ原発事故による被害であった（著者注：オーストリアはこの事故によるホットスポットが国土のかなりの割合に上った）。さらにオーストリアは、その周囲を隣国の原発に包囲されてきた。欧州での原発は国土の周辺部に建設されることが多いため、結果的にはオーストリアにとって近い場所に原発が位置する傾向にある。他方で、オーストリアは隣国の原発による電力を輸入してきた歴史ももつ。その矛盾が問題化したきっかけが福島第一原発事故であった。

現在のオーストリアでは、原発の是非を巡る対立を見出すことはできない。左右を問わず政党間の競争は隣国の原子力の利用に対してどのように闘い、原発事故の発生から自国をどのように守ることができるか、その力量を巡って行われている。

他方で、極右政党にとって、反原発は主張の中に取り込んだもののひとつにすぎない。よって緑の党などとは異なり、必ずしもその政党の主義主張の中核を形成するものではなく、むしろ自国の政府や他党を批判する際の「道具」として、隣国に危険な原発が存在するという事実が利用されたという側面がある。すなわち、反原発政策は、隣国との対立の火種にもなりかねないというオーストリアの状況を確認しておく必要があると報告された。

会場からは討論者より、日本でも 1979 年の米国スリーマイル島事故がきっかけで反原発運動が高まった点が指摘されたが、日本と異なりオーストリアは、津波以外の地震や活断層などの論点がほぼ出揃っている先駆的な議論をしていたと指摘があった。他方で、昨今でもネオナチや極右の活動が活発な現状の理由について、またなぜ自由主義的な風潮が出てくるのか、長い歴史の中にある反権威主義的な傾向があるのか、という質問があった。これに対して、報告者からウィーンのユダヤ人コミュニティとイスラエルの結びつきが強いことは事実であるが、他方で極右の明確な敵は現在ではイスラムであり、それと敵対するイスラエルは敵の敵で味方となっている。ただ反ユダヤ主義が根っこにはのこっている点も注意が必要だ。極右政党の幹部は若い頃から闘争を繰り返してきた人物が多く、右翼として純化している傾向などが指摘された。また、極右はたしかに反権威主義の傾向をもっており、支持層も学歴は高くない層が多いが、他方で、オーストリアの反原発運動が保守的な農民層から出てきていることも指摘があった。

別の観点からは、オーストリアで左右イデオロギー分析は、70 年代から日本で地域の保守層と

協力しながら公害問題に向き合ってきた経験からすると今でもはたして有効なのか、という質問があった。また進学率の上昇傾向と格差の拡大状況についての影響についても合わせて問いかけがあった。これらに対して報告者は、メディアは明らかに左右を使って議論しているが、社民党が長く政権を維持して既得権益を保持している点からも、その有効性については難しい問題があると論じた。格差拡大については、緑の党は4%程度の得票しかないが、大学生の支持は根強く、社民党については支持層が高齢化している。格差拡大については進行しているが、米国ほどではない。他方で階級社会が残る古いヨーロッパ社会であり、階層が固定化されている傾向にある。移民も増えた（2015年の1年で人口の1%が流入）ので、格差自体は相当あると言われていると反応があった。

振り返って日本の状況としては、左右イデオロギーの中でも原発の賛否は多様だという意見があった。これについて報告者は、オーストリアでは原発ではないエネルギーでもうけるのだという意見の定着が見られる。福島第一原発事故後は6%程度あった原発電力の輸入が変化し、いかに電力を使わないで発展するかが課題となったと指摘があった。

全体を通して、反原発運動を左翼あるいは革新派的とみなす傾向の強い日本においても、じつは保守層にも意見の多様性があり、それを通じた協力の可能性があることがオーストリアの例をみて感じられた。他方で、極右政党が反原発あるいは脱原発を語る時、その「道具化」への注意は必要であることも合わせて考える必要があるだろう。オーストリアの経験からは、環境主義だけでなく、地域に根ざした健全な保守層とどのような点でもって協力するのか、生命の大切さという崇高な理念だけでなく、生活を守るという地に足のついた運動論の重要性が、あらためて浮き彫りになったといえる。藤川・除本編著『放射能汚染はなぜ繰り返されるのか』にも指摘があるように、原爆から3・11後にいたる各地の被災地においてもまた、生活空間としての地域とそこでの生活を守ろうとする人びとの重要性は確かめられており、それらを合わせて考えれば、原子力問題と政治イデオロギー、そしてそれを支える地域との関わりについて、貴重な議論ができた分科会となった。

(蓮井誠一郎)

合同開催 「非暴力」分科会、「平和教育」分科会

テーマ：「世界の非暴力運動の展開と平和教育のあり方」

報告 1：山根和代（立命館大学）

「アメリカの非暴力的抵抗の歴史と非暴力主義の教育について」

報告 2：寺田佳孝（東京経済大学）

「ドイツの平和研究と平和教育学の展開」

報告 3：高部優子（横浜国立大学博士課程後期）

「平和教育プロジェクト委員会の成果と理論化に向けて」

司 会：藤田明史（立命館大学）、杉田明宏（大東文化大学）

今回は「非暴力」分科会と「平和教育」分科会との合同分科会を開催した。分科会責任者連絡会議で合同分科会が推奨されていたこともあるが、報告内容から見て合同分科会が適切だと判断したからである。三つの報告が行われた。それぞれ報告者の問題意識に基づくきわめて興味深い内容であった。しかし、時間の制約もあり、「世界の非暴力運動の展開と平和教育のあり方」というテーマに照らして見て、全体として何が問題なのかがもう一つ把握し切れないもどかしさが残ったように感じる。

山根報告「アメリカの非暴力的抵抗の歴史と非暴力主義の教育について」では、まず、アメリカで出版された **For the People: A Documentary History of the Struggle for Peace and Justice in the United States (2009)** の内容の詳しい紹介が行われた。本書はアメリカの植民地時代からイラク戦争までの歴史における平和と人権を求める努力と闘争を扱っている。今まで学校で教えられなかった事例も取り上げられている。平和教育・人権教育の面にも配慮され、討論のために各章には適切な質問が用意されている。日本では、沖縄の平和資料館「ヌチドウ宝の家」、立命館大学の国際平和ミュージアム、高知市の平和資料館「草の家」等の平和のための博物館で、非暴力主義の展示が行われているものの、全体として、日本において歴史的・体系的な展示が行われているとはいえない。その意味で、精神において **For the People** のような、日本の事例に即した非暴力運動を扱った書物が求められている、ということが本報告の趣旨であった。

寺田報告「ドイツの平和研究と平和教育学の展開」は、1970年代にドイツで発展した平和研究と平和教育学のつながりを分析した上で、最近のドイツにおける両者の現状について言及した（現在のドイツ平和研究には1970年代のような勢いは見られないとのことだ）。参加者は日本の場合と比較しつつ、本報告を興味深く聴くことができた。とりわけ、ドイツの場合、「平和教育」の前に「政治教育」があるとの指摘は新鮮であった。ドイツの政治教育学者・ザンダーの定義によれば、「政治教育（*Politische Bildung*）とは、特定の社会の価値・態度・行動形式を身に着ける『政治的社会化』の過程である」（2005）という。きわめて周到に考えられた定義である。ドイツでは政治教育の一分野として平和教育があるのだ。一方、日本では「政治教育」という概念それ自体が希薄ではないだろうか。この点は、日本の今後の「平和教育」の内容・あり方を考えるとき、重要な論点の一つとなるように思う。

高部報告「平和教育プロジェクト委員会の成果と理論化に向けて」では、2014年以來続けられてきた「平和教育プロジェクト委員会」の活動をこの時点で反省・総括し、今回の報告が、その成果を理論化するための第一歩と位置付けられた。これまでの委員会のテーマに含まれるキーワードは次のようだ。「ワークショップ」「平和な関係性」「ヒロシマをめぐる〈コンフリクト〉」「平和でゆんたく」「対話」「レイシズムにさよならする方法」「ロールプレイ」「平和のためのリテラシー」「やり⇄とり力」。こうした実践の上に、その成果を一般社会に発信していくのに、今後の活動の方向性を示してくれる「理論化」が必要となっているのだ。そのための鍵概念の一つとして「包括的平和教育」が提出された。おそらくさらにいくつかの鍵概念が案出され、それを基礎に豊かなそして深い「理論」が創出されることが期待できよう。

今回の分科会企画を通じて、一見内容的にかなりかけ離れていると思える「分科会」との合同

分科会が、意外に面白い結果を生むのではないかということに気づいた。ただ、そのためには分科会間の事前の準備・調整が今まで以上に必要となろう。しかしやってみる価値はあるのではないだろうか。

(藤田明史)

「グローバルヒバクシャ」分科会

テーマ：「日米同盟と核」

報告 1：田井中雅人（朝日新聞・核と人類取材センター記者）

「トモダチ作戦 もうひとつのフクシマ 空母レーガン乗組員の被曝裁判」

報告 2：藤岡惇（立命館大学授業担当講師・名誉教授）

「陸上イーゼスは核ミサイルを撃墜できるか——『惑星規模の被曝』の危険を考える」

討 論：大野光明（滋賀県立大学）

司 会：藍原寛子（Japan Perspective News）

本分科会では、2 会員から、「核の平和利用」の下、福島原発事故後の「トモダチ作戦」にあたった米兵の被曝被害と、米国の軍拡とイーゼスアショアによる核被害の危機が高まる問題について、日米同盟や軍事（技術）の民生利用、日米同盟、そして反基地・反軍事・反核運動をグローバルヒバクシャの視点も踏まえて報告が行われた。

開会に先立ち、分科会共同代表の高橋博子から分科会の趣旨説明などがなされた。高橋からは、本当に日本とアメリカはトモダチなのか、を問わなければならないと問題提起。2011 年の福島原発事故後のトモダチ作戦の 65 年前、1946 年 7 月にビキニ環礁で戦後初の原爆実験が行われた写真では、汚染された艦船を若い米兵が防護服もつけずにデッキブラシで洗い流している。何のために除染するのか。それは被曝や被害や汚染の証拠隠滅。同じことが時を経て、トモダチ作戦でも行われた。繰り返される被曝と、日米同盟、平和と軍事についてグローバルヒバクシャの視点から、議論が深まることを期待したいと述べた。

報告 1 の田井中は、核開発国、核保有国として核の危険を十分に認知し、核搭載艦船も航行する米海軍の兵士らが、日本政府の要請で福島第一原発事故直後に東北沖で実施した救援活動「トモダチ作戦」の最前線で被曝し、白血病や悪性リンパ腫などを発症した現状（少なくとも死者 9 人、がん 23 人）と、400 人超の兵士らが東京電力などに賠償を求めている民事裁判の経過を報告。米国防総省は報告書で、外部被曝だけでなく、汚染海水の濾過飲用による内部被曝も「病氣と被曝との因果関係は考えられない」としている。トモダチ作戦当時は「日米同盟の絆」と英雄視した日米両政府からも放置され、軍規により米軍を訴えられない兵士たちは「被曝の危険を米軍に伝えなかったために危険なレベルまで被曝させられた」として東京電力、GE、東芝、日立など原発事業者を相手取り、10 億ドルの医療基金創設を訴えている。原告の一人は自らを福島の住民に

重ね合わせ、「福島の人々の傘になりたい」という。田井中は「裁判は被告東電側によって5年あまり引き延ばされたが、2019年5月以降には米国の裁判所で本格審理に入る。米国の市民感覚の陪審員裁判で、被告側に立証責任を課すディスカバリー（証拠開示）制度により、原告が求める被曝と健康被害との因果関係が明らかにされることで、救済が進むのではという期待がある」と、世界各地で分断されている核被害者（グローバルヒバクシャ）の被害の可視化と救援策の先例になりうるとして、トモダチ裁判を意義づけた。

報告2の藤岡からは、陸上イージスの配備と惑星規模の被曝の可能性について問題提起があった。中国・ロシア・北朝鮮の最新型ミサイルから米国の戦争システムを防衛するため、日米は「陸上イージス」の建設・配備を進めている。ソ連の崩壊後、ミサイル防衛とは「ならず者国家」や「テロ勢力」の発射する旧式（非核）ミサイルからの防衛と観念されてきたが、ここ数年の間に情勢が激変した。核大国の中国・ロシアとの全面対決が現実化するなかで、新鋭核ミサイルからの防衛が浮上してきたのだ。実際、トランプ政権は「スペース・フォース（宇宙軍）による平和」を目指すとした2018年の国防戦略を発表。2018年10月にはINF条約から脱退し、1980年代と同様の「核ミサイル防衛」に取り組みつつある。しかしこの企図には未来があるのか。日米が陸上イージスで核ミサイルを撃墜できるのかといえば、その可能性は低い。むしろ撃墜される寸前に、宇宙低層（地上から1千キロ以下）で核爆発を起こしたばあい、放射線・熱線とともに、大量の電磁パルスが発生し、人工衛星編隊はマヒし、コンピュータのネットワークや電力網の全系崩壊が起こり、冷蔵庫の食料は腐り、衛生状況は悪化する。人間はすぐには亡くならず、「プラネタリー・ヒバクシャ」という新しいタイプのヒバクシャとなり、原発爆発のばあいと同様に、ゆっくりと死んでいく可能性が高い。GPS衛星や静止衛星が飛ぶ宇宙高層（2万キロ以上）の軌道上で核爆発が起これば、スマホや位置情報、金融取引などは大混乱に陥り、地上の経済関係は長期にわたってマヒするだろう。宇宙規模の核ミサイル防衛に本気で取り組んだばあい、1980年代に喧伝された「核の冬」現象とは異なるタイプの核惨事——「核の闇」（核のブラックアウト）現象がどの程度の確度・規模と深刻さで現れてくるのか。その総合的な調査研究を呼びかけたいと提言した。

討論の大野は、2人の報告に対して、核やミサイルの国際的な軍拡のネットワークの問題と、それに抵抗する市民ネットワークの意義について述べた。核や宇宙の平和利用と軍事利用は分離不可能で、日米安保体制では地続きなものとして位置づけられており、トモダチ作戦の兵士被曝はまさに軍事と民生が重なり合っている象徴であり、この問題に対する研究者の役割は非常に大きいと指摘した。「何が安全か」は国家や軍隊が権力的に決めており、米軍基地がもたらす安全保障政策や、トモダチ作戦の兵士も含めた被害・被曝も、その力関係の中で不可視化されていくと分析。

田井中報告について、「誰が情報を握っていたのか。その情報は正しかったのか。その情報に基づいてどんな行動がなされたのか、そこに問題があると認識しなければ誰も救済されない。これは原発の周辺地域で暮らす日本の市民の問題でもある」という被曝兵士の言葉は印象的。反基地運動と反核運動をつなげていく必要があり、反基地運動がどのようにトモダチ作戦を捉え、活動しているのかという研究が必要だとした。

藤岡報告に対しては、ミサイル「防衛」システムは米本土の被害を米本土で守るのではなく、日本の米軍基地や自衛隊施設、同盟国の軍事施設を結んだグローバルなネットワークとして広がっていると指摘。同時に、ミサイルに対する市民の不安や恐怖が軍事的力学で創造され、それらが国家安全保障の枠組みへと利用・回収されており、そこからどのように抜け出すかについて問題提起した。

軍拡ネットワークに対しては、核被害の遍在を認識し、被害者自身が主体性を持ってデータを集め分析し、「何が安全なのか」を定義することが重要であり、原発事故後の地元住民、特に女性を中心になった放射能測定は注目すべき活動で、水平的な運動と可視化の実践事例だと述べた。

分科会には一般市民の参加者も多く、原子カムラと政府が一体となった権威作りや、被害を告発すれば二次被害を加えられる恐怖感からモノを言えなくさせられる問題と同時に、各地での核被害の現状を面的に把握し、国境を越えて、個人、女性・子ども、地域と、米軍内部の被爆兵士らが連帯し、核・軍拡に対抗するネットワークの構築の必要性など、終了時間までフロアを巻き込んだ積極的な質疑と意見交換がなされた。

(藍原寛子)

※「日本平和学会ニュースレター」は、第23巻第2号よりデザインを一新し、名称を「日本平和学会研究大会・研究集会記録」に改めました。

※本学会の入会案内、および国際交流、プロジェクト委員会、地区研究会などの諸活動は、日本平和学会ホームページ（URLは下記）をあわせてご参照ください。

日本平和学会研究大会・研究集会記録

Vol. 23 No. 3

2019年4月1日発行

発行所：日本平和学会第23期事務局

〒321-8505 宇都宮市峰町 350

宇都宮大学学術院（国際学部）清水奈名子

e-mail: office@psaj.org

http://www.psj.org/

編集：日本平和学会広報委員会

委員長：竹峰誠一郎

編集担当：鈴木真奈美・勅使川原香世子